

笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地の農地貸付募集案内

令和8年6月11日

岡山県では、笠岡湾干拓地内にある粗飼料生産供給基地（以下、「粗飼料基地」という。）において、干拓地内の農畜産業の振興及び活性化を図るため、農地（畑）を有償で貸し出すこととし、次のとおり、粗飼料又は農作物（果樹、花木を除く畑作利用に限る。）（以下、「農作物」という。）の大規模な栽培を希望する者を募集します。

記

1 募集地（別図参照）

(1) 次の粗飼料栽培区域において、粗飼料の大規模な栽培を希望する者を募集する（筆単位で複数可）。

所 在	地目	面積 (㎡)
笠岡市カブト西町 18番	畑	106,900
同 23番	畑	106,824
同 25番	畑	102,616
同 36番	畑	106,783
同 38番	畑	102,425
同 41番	畑	102,246
同 47番	畑	106,662
同 50番	畑	102,344
同 53番	畑	102,425
同 85番	畑	85,414
計		1,024,639

(2) 次の農作物栽培区域において、農作物の大規模な栽培を希望する者を募集する（筆又はエリア単位で複数可）。

エリア	所 在	地目	面積 (㎡)
Aエリア	笠岡市カブト西町 31番	畑	102,270
	笠岡市カブト南町 197番	畑	7,954
	同 243番	畑	11,534
	同 250番	畑	9,844
	同 271番	畑	36,925
	同 273番	畑	27,885
	同 275番	畑	73,054
	小 計		167,196
	計		269,466

2 貸付期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

3 貸付条件

貸付けを受ける者は、次の条件を遵守すること。

- (1) 貸付地における栽培は、粗飼料又は農作物の栽培に限ること。
- (2) 貸付地で堆肥を使用する場合は、笠岡湾干拓地内において生産される堆肥のみを使用し、散布後直ちにすき込むこと。
- (3) 貸付地への客土は行わないこと。また、鶏ふん、食品残さ又は汚泥を原料とする有機肥料を笠岡湾干拓地外から持ち込まないこと。
- (4) 貸付地のうち粗飼料又は農作物の栽培を行わない部分が生じた場合も、雑草の刈取り等適切な管理を行うこと。
- (5) 貸付地に付属物として鳥獣被害防止対策のための侵入防止柵を設置する場合は、点検・補修等適切な管理を行うこと。
- (6) 毎年度末に粗飼料又は農作物の栽培実績、地域貢献の取組実績、応募に当たって提案した各計画に対する実績、及び翌年度の栽培計画を提出すること。また、計画に基づいた栽培を実施すること。
- (7) 笠岡市が開催又は参加依頼する環境保全に関する会議及び行事に参加すること。

4 農地の土地使用料等

(1) 土地使用料（借賃）

直近5年間における笠岡市農業委員会の笠岡湾干拓地内の賃借料情報を基に算定した額を土地使用料として、農地の借受者が毎年度、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団に対して支払う。

(参考：土地使用料（借賃）年額（予定）は、粗飼料栽培地13,692円／10a、農作物栽培地14,195円／10a。ただし、笠岡市カブト南町271番、273番、275番については7,097円／10a。)

(2) 交付金相当額

当該農地に係る国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づく額を交付金相当額として、農地の借受者が毎年度、県の納入通知に基づき支払う。

(参考：令和8年度の交付金相当額年額は、1,195円／10a。交付金相当額は、毎年の固定資産税課税標準額から算定するため、変更が生じる可能性がある。)

(3) 笠岡湾干拓土地改良区の賦課金

農地の借受者が毎年度、笠岡湾干拓土地改良区に対して支払う。

(参考：令和8年度の賦課金年額は、5,428円／10a。賦課金は、変更が生じる可能性がある。)

5 応募資格等

(1) 応募資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

ア 農業法人（農地借受後、5年以内に農業法人となる者を含む。）であること。

- イ 粗飼料の栽培を希望する者については、井笠圏域（笠岡市、井原市、浅口市、浅口郡里庄町及び小田郡矢掛町の区域をいう。）内で乳牛又は肉用牛を飼養していること（その構成員が飼養している場合を含む。）。
- ウ 農作物の栽培を希望する者については、令和5年4月～令和8年3月に農地における農作物の栽培を年間5ha以上行った実績があること。
- エ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により笠岡市が定める地域計画のうち目標地区に担い手として位置付けることができる者であること。
- オ 給水栓は圧力が低く、十分な水圧が得られないこと、また、借受地に対して個別設置されてはいないため、共同使用となることに同意すること。
- カ 粗飼料基地における粗飼料又は農作物の栽培において、過去の借受けで貸付条件及び応募資格を遵守していること。
- キ 貸付地の土壌調査、雑草の刈取り、作付物の撤去などの負担及び調整は、県では一切行わない。貸付地は現状有姿での引き渡しとなることについて同意すること。
- ク 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- コ 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 応募期間

令和8年7月10日（金）から令和8年7月24日（金）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）とする。

(3) 応募手続

農地の借受けを希望する者は、別添の借受申込書（様式1（添付書類を含む。））、農業法人化予定計画書（様式2）及び誓約書（様式3）及び岡山県税、岡山県内の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類（完納証明書）を（4）の応募先へ（2）の応募期間に持参すること（様式2及び様式3は、農業法人でない者に限る。）。

(4) 応募先

- ア 岡山県農林水産部耕地課国営事業班（県庁7階）
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL：086-226-7434（直通）
- イ 笠岡市産業部農政水産課（市役所2階）
〒714-8601 笠岡市中央町1-1
TEL：0865-69-2143（直通）

(5) 応募に関する留意事項

ア 提出された応募書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

イ 提出された応募書類で不明な点等がある場合は、ヒアリング等を実施することがある。

ウ 応募書類提出後の辞退

応募書類の提出後に辞退する者は、令和8年7月10日（金）から令和8年7月24日（金）まで（県の休日を除く午前9時から午後5時まで）に、辞退届出書（様式4）を（4）アの応募先（岡山県農林水産部耕地課国営事業班）へ持参すること。

(6) 質問及び回答

ア 質問の受付期間

令和8年6月11日（木）から令和8年7月6日（月）まで（ただし、令和8年7月6日（月）は午後5時まで）

イ 質問の方法

簡潔にまとめた質問書（様式5）を、ファックス又はメールで提出すること。

ウ 質問の提出先

岡山県農林水産部耕地課国営事業班

FAX : 086-222-9621 MAIL : kochi@pref.okayama.lg.jp

エ 質問に対する回答

令和8年7月24日（金）まで岡山県農林水産部耕地課ホームページに掲載する。

ホームページのアドレス : <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/54/>

6 農地借受者の選考

(1) 選考基準

ア 借受者を選考する基準は、次のとおりとする。

(ア) 粗飼料又は農作物の栽培以外の使用が予想される者は選考しない。

(イ) 干拓地の農畜産業の振興及び活性化に対する貢献度が高いと思われる者を優先する。

イ 選考委員会を設置し、提出された応募書類について、別に定める評価基準（別添1）に基づき、内容を総合的に審査の上、借受予定者を決定する。

なお、3の貸付条件又は5の（1）の応募資格の条件を満たしていない者は、審査対象としない。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者（辞退者を除く。以下同じ。）に書面で通知するとともに、岡山県農林水産部耕地課ホームページで公表する。

ホームページのアドレス : <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/54/>

(3) 審査結果に関する事項

ア 説明の要求

審査結果の通知書を受領した応募者は、当該通知の受領日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に、審査結果に関する説明を求めることができる。

イ 説明要求の方法

審査結果に関する説明要求書（様式6）を、ファックス又はメールで提出す

ること。

ウ 説明要求の提出先

岡山県農林水産部耕地課国営事業班

FAX : 086-222-9621 MAIL : kochi@pref.okayama.lg.jp

エ 説明要求に対する回答

県は、当該応募者に対し、書面により速やかに回答する。ただし、他の応募者の審査結果については、回答しない。

オ 借受地の交換

審査結果の通知の受領後において、借受地の交換を希望する者は、当該通知の受領日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に借受地交換申出書（様式7）を5の（4）アの応募先（岡山県農林水産部耕地課国営事業班）へ持参すること。

借受地の交換は、番地又はエリア単位とし、1の（1）から（2）に示す農地の区域内でのみ可能とする。

エ 審査結果の通知の受領後における辞退

特別な事由があると認められる場合以外は認めない。

なお、農地貸付条件又は農地の土地使用料等の不知又は不明は、特別な事由があると認められる場合に該当しない。

（4）貸付けの決定通知

貸付けを決定した農地について、借受予定者に書面により通知する。

なお、この公告の日から当該決定に係る農地の賃借契約の締結日までに、5の（1）の応募資格を失った場合は、当該決定を取り消す。

7 契約の締結

（1）貸付けは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項に基づき、当該農地の農用地利用集積等促進計画を笠岡市長が認可・公告し、賃借権設定することにより行う。

（2）借受者が3の貸付条件に違反したと認められる場合は、県から改善措置を指示する。

なお、当該指示に従わない場合は、令和13年度に予定している粗飼料基地の農地貸付募集に係る応募資格を失うものとする。

（3）借受者は、農業経営基盤強化促進法第19条に基づく目標地区の策定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく当該農地の権利設定において、県、笠岡市、笠岡市農業委員会及び公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が当該貸付けに必要な個人情報公表、共有することについて、同意すること。

8 借受期間の延長

（1）借受者が借受期間の延長を希望する場合は、次の要件をすべて満たす場合に限り、県へ借受期間延長申出書（様式8）を提出することとし、令和13年4月2日から令和13年4月15日まで（県の休日を除く。）に5の（4）アの応募先（岡山県農林水産部耕地課国営事業班）へ持参すること。

ア 令和13年3月31日時点で、粗飼料の栽培を行う借受者は農場 HACCP の認証を、農作物の栽培を行う借受者は国際水準 GAP（JGAP、ASIAGAP、

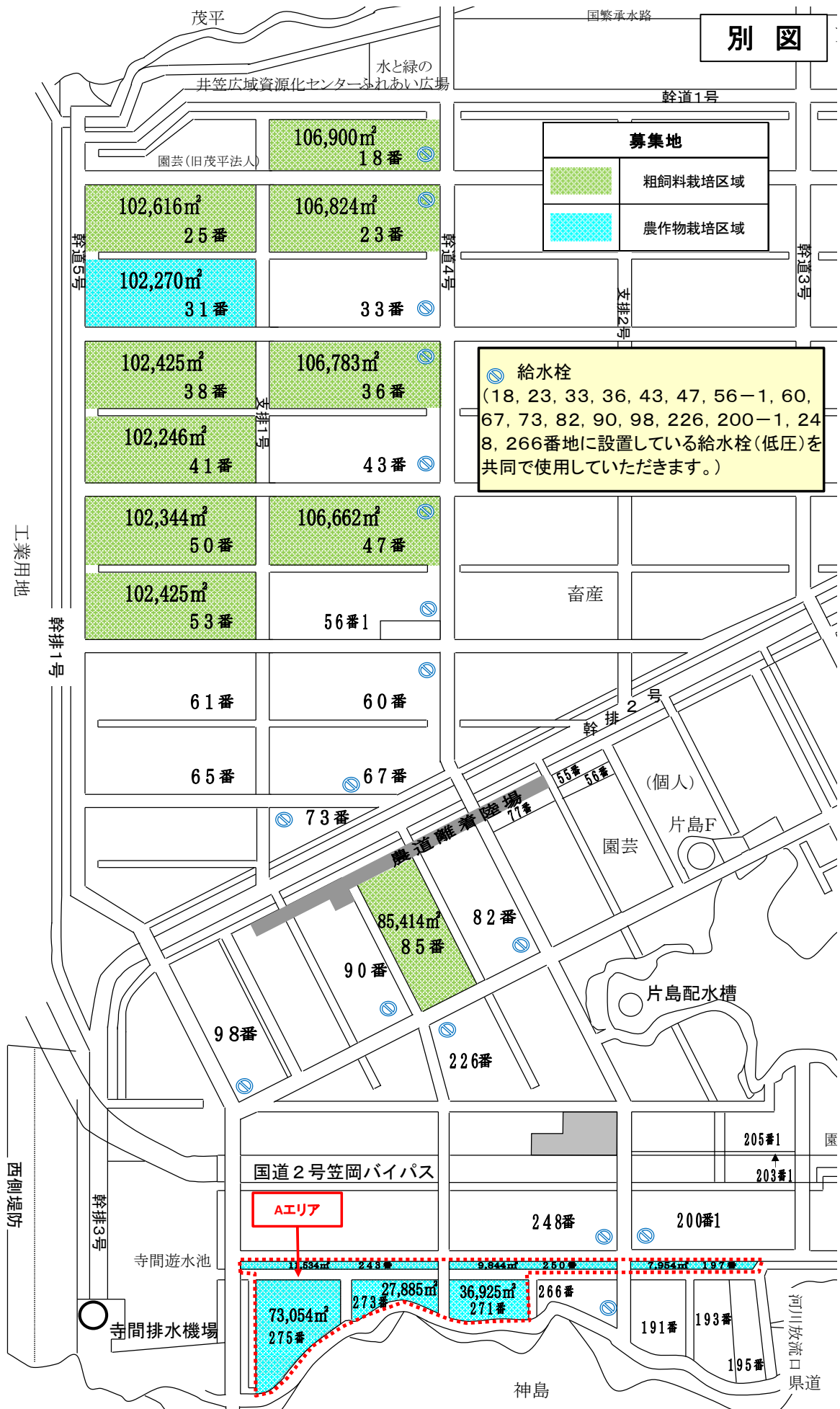
GLOBALG.A.P.のいずれか) の認証を受けていること。

イ 3の貸付条件を遵守していること。

ウ 5の応募資格に適合していること。

(農地借受時、農業法人でなかった者は、農業法人になっていること。)

- (2) 提出された借受期間延長申出書について、(1)の要件の確認に加え、栽培実績、地域貢献及び経営状況を審査し、適当と判断した場合、令和14年4月1日から令和19年3月31日までの5年間に限り貸付期間を延長する。
- (3) 令和8年度に借受期間延長申出書を提出し、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間の貸付期間を延長した農地は、8に定める借受期間の延長の対象としない。
- (4) 貸付期間の延長を行う際には、土地使用料(借賃)の見直しを行う。



借受申込書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地の農地借受けを申し込みます。

申込者	住所	〒	—
	フリガナ氏名		
	電話	—	—
担当者 (法人の場合)	フリガナ氏名		
	電話	—	—
	メール		

1 借受希望する農地

借受 希望地	(1) 粗飼料栽培区域の農地	
	第1希望 所在 _____番	第6希望 所在 _____番
	第2希望 所在 _____番	第7希望 所在 _____番
	第3希望 所在 _____番	第8希望 所在 _____番
	第4希望 所在 _____番	第9希望 所在 _____番
	第5希望 所在 _____番	第10希望 所在 _____番
	希望する最大筆数： _____	

借受 希望地	(2) 農作物栽培区域の農地
	第1希望 所在 _____ 番 又は _____ エリア 第2希望 所在 _____ 番 又は _____ エリア
	希望する最大筆数（エリア数を含む）： _____

※ア 希望する農地を、希望順に記入すること。

イ 希望する最大筆数（エリア数を含む）を記入すること。

2 農地借受の希望理由

希望理由	
------	--

3 添付書類

(1) 全員が必要な書類

応募資格に関すること	・ 応募資格に関する確認書（別紙1）
評価基準に関すること	・ 評価基準に関する回答書（別紙2）
栽培計画及び地域貢献の計画	・ 計画書（別紙4）
現に耕作している農地の証明	・ 耕作証明書
滞納がないことの証明	・ 岡山県税、岡山県内の市町村税、消費税及び地方消費税の完納証明書
収支計画及び資金計画 （今後5か年（R9～R13）の計画）	いずれも任意様式に年度ごとに記入すること。 ・ 収支計画 （売上：牛の飼養頭数や栽培面積を明記し、計算根拠（単収、単価等）が分かる資料を添付すること。 経費：生産経費の内訳（人件費、資材費等）が分かる資料を添付すること。 ※売上又は経費の額が、最新の決算年（R7）の実績額と比較して大きく変動している場合は、その理由を記入すること。） ・ 資金計画 （設備投資は、内容（既存の維持更新か新規導入かとその理由）と資金調達方法を記入すること。）
その他	記入内容の参考となる資料があれば、添付すること。（任意様式） （例）・ 生産設備・集出荷施設・加工施設等の写真 ・ 生産物や加工品のパンフレットや紹介HP 別添資料を提出する場合は、何についての資料かを資料の右肩に記入すること。 （例）「3 ブランド化・商品化・イメージアップ」の「(1) 生産設備・集出荷施設・加工施設等の設置状況又は確保状況、今後の改良計画」についての別添資料の場合、資料の右肩に「3-(1)」又は「生産設備等の設置状況」等と記入する。

(2) 該当に応じて必要な書類

申込者の概要	法人の場合	・ 履歴事項全部証明書 ・ 定款
	法人以外の場合	・ 申込者（個人）の住民票
経営実績 （過去3か年（R5～R7） の実績）	法人の場合	・ 決算書の写し
	法人以外の場合	・ 青色申告決算書（農業所得用）及び貸借対照表の写し

(3) 該当者のみ必要な書類

農業法人化の予定	農業法人でない者	・農業法人化予定計画書（様式2）及び誓約書（様式3）
栽培実績／干拓地内の堆肥の使用実績／地域貢献の実績 （過去3か年(R5～R7)の実績）	現在の農地借受者以外の場合 又は、現在の農地借受者で毎年度末に提出した実績報告書に修正等がある場合	・実績報告書（別紙3） ※現在の農地借受者は、過去3年間の栽培実績及び地域貢献（土地改良区行事、多面的機能支払活動及び市の行事等への参加又は協力の実績）は、毎年度末に提出した実績報告書による。
前回評価項目の達成状況に関すること	現在の農地借受者の場合	・前回評価項目の達成状況に関する回答書（別紙5）

応募資格に関する確認書

1 確認事項

「笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地の農地貸付募集案内」の5の応募資格に関すること	① 応募資格エ) について	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により笠岡市が定める地域計画のうち目標地図に担い手として位置付けることができる者（※）であること。 はい ・ いいえ
		※該当にチェックすること。 <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 農業法人 <input type="checkbox"/> 笠岡市基本構想の目標水準を満たす農業者 <input type="checkbox"/> その他()
	② 応募資格オ) について	給水栓は圧力が低く、十分な水圧が得られないこと、また、借受地に対して個別設置されてはいないため、共同使用となることについて同意すること。 はい ・ いいえ
	③ 応募資格カ) について	粗飼料基地における粗飼料又は農作物の栽培において、過去の借受けで応募資格及び貸付条件を遵守していること。 はい ・ いいえ ・ 該当なし
	③ 応募資格キ) について	貸付地の土壌調査、雑草の刈取り、作付物の撤去などの負担及び調整は、県では一切行わない。貸付地は現状有姿での引き渡しとなることについて同意すること。 はい ・ いいえ
	④ 応募資格ケ) について	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。 はい ・ いいえ
	⑤ 応募資格コ) について	岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 はい ・ いいえ
	⑥ 応募資格サ) について	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。 はい ・ いいえ
⑦ 貸付条件について	募集案内の「3 貸付条件」を遵守すること。 はい ・ いいえ	

評価基準に関する回答書

評価項目・内容		回 答					
1 笠岡湾干拓地内の農畜産業への波及効果							
必須	(2) 従業員の住所 (過去3か年(R5~R7)の実績)	年 度	R5	R6	R7		
		全従業員数(単位:人)					
		内、県内在住者					
		笠岡市在住者					
	(4) JA晴れの国岡山(岡山西統括本部、倉敷かさや統括本部)、おokayama酪農業協同組合の活用実績(過去3か年(R5~R7)の実績)	JA晴れの国岡山	岡山西統括本部	(該当がある項目について、内容を記入のこと。別添可。)			
			倉敷かさや統括本部				
		おokayama酪農業協同組合					
	2 継続性						
	必須	(3) 栽培実績(過去3か年(R5~R7)の実績)	作業ごとの実人員数(標準的な値)	作物名	播種	定植	収穫
(4) 従業員の配置計画(今後5か年(R9~R13)の計画)		年 度	R9	R10	R11	R12	R13
	全従業員数						

評価基準に関する回答書

評価項目・内容		回 答
3 ブランド化・商品化・イメージアップ		
必須	(1) 生産設備・集出荷施設・加工施設等の設置状況又は確保状況、今後の改良計画	現時点での設置状況又は確保状況 今後の改良計画
	(具体的な内容や充足状況(実績)又は効果等(計画)を記入のこと。別添可。)	
選択 (2項目を選択して回答)	<input type="checkbox"/> ←選択項目にチェックのこと	(具体的な内容や状況等を記入のこと。別添可。)
	(2) 生産物・加工品の販路の確保状況、今後の確保計画(道の駅笠岡ベイファームでの販売実績又は計画を含む)	販路確保状況(道の駅での販売実績) 今後の販路確保計画(道の駅での販売計画)
	(具体的な内容や状況等を記入のこと。別添可。)	
	<input type="checkbox"/> ←選択項目にチェックのこと	(具体的な内容や貢献等を記入のこと。別添可。)
	(3) 生産物・加工品の笠岡湾干拓地ブランド化への取組の実績又は計画	実 績 計 画
	(具体的な内容や貢献等を記入のこと。別添可。)	
(4) 1の(5)(※)及び3の(1)～(3)で記入した内容以外の笠岡市内での地域貢献・社会貢献に関する取組の実績又は計画	実 績 計 画	

※1の(5)：土地改良区行事、多面的機能支払活動及び市の行事への参加又は協力による地域貢献の実績及び計画
ア 記入内容の参考となる資料があれば、添付すること。

(例)生産設備等の写真、生産物等のパンフレットや紹介HPなど

評価基準に関する回答書

評価項目・内容		回 答				
4 周辺環境保全の取組						
必須	(2) 干拓地内で実施する、干拓地及びその周辺に及ぼす臭気の低減を行う取組の実績又は計画	実績	(具体的な内容や効果等を記入のこと。別添可。)			
		計画				
	(3) 干拓地内で実施する、地区内水路に及ぼす環境負荷(水質汚濁)の低減を行う取組の実績又は計画	実績	(具体的な内容や効果等を記入のこと。別添可。)			
		計画				
	(4) 干拓地内で実施する、干拓地及びその周辺に及ぼす環境負荷(その他)の低減を行う取組の実績又は計画、及び害獣対策の計画	実績	(具体的な内容や効果等を記入のこと。別添可。)			
		計画 (害獣対策の計画を含む)				
○ その他						
必須	(1) 井笠圏域内の現在の飼養頭数	粗飼料の栽培を希望する者	乳用牛		頭	
			肉用牛		頭	
			<input type="checkbox"/>	申込者ではなく、構成員が飼養している		
必須	(2) 共同作業(協力会社、作業委託先等を含む)	該当がある場合	(共同作業名と関係性を記入のこと。記入例：〇〇農事組合(構成員)、〇〇社(技術協力)			

ア 記入内容の参考となる資料があれば、添付すること。

(例) 環境負荷の低減取組の使用資材等の写真やパンフレットなど

2 地域貢献の計画

(1) 笠岡湾干拓土地改良区の行事への参加又は協力の計画

--

(2) 笠岡湾干拓地内で取り組んでいる多面的機能支払活動への参加又は協力の計画

--

(3) 笠岡湾干拓地に関する笠岡市の行事等への参加実績の行事への参加又は協力の計画

--

前回評価項目の達成状況に関する回答書

評価内容	A		B	C	備考
	前回の借受申込書に記入した計画		Aが「あり」のとき R4～R7年度での達成状況	Bが「未達」のとき 達成できなかった理由	
1 JA晴れの国岡山 (岡山西統括本部、倉敷かさや統括本部)、おかやま酪農業協同組合の活用 (過去の活用状況を含む。)	あり・なし		達成・未達		
	<input type="checkbox"/>	JA晴れの国岡山	/		
	<input type="checkbox"/>	おかやま酪農業協同組合			
2 道の駅笠岡ベイファームでの販売等 (過去の販売状況を含む。)	あり・なし		達成・未達		Bが「達成」の場合、達成状況が確認できる資料を添付すること。
	<input type="checkbox"/>	道の駅笠岡ベイファーム	/		
	<input type="checkbox"/>	その他			
3 土地改良区行事、多面的機能支払活動及び市の行事等への参加又は協力等の地域貢献 (過去の参加状況を含む。)	あり・なし		達成・未達		
	<input type="checkbox"/>	土地改良区行事	/		
	<input type="checkbox"/>	多面的機能支払活動			
	<input type="checkbox"/>	市の行事等			
4 干拓地内の堆肥 (共同堆肥舎の堆肥を含む)の使用 (過去の使用状況を含む。)	あり・なし		達成・未達		
5 農場HACCP、GAP(JGAP、ASIGAP、GLOBALG.A.P.)の認証 (予定)	あり・なし		達成・未達		

ア 前回の借受申込書に記入した計画があるにもかかわらず、R4～R7年度での達成状況が確認できないときは、「未達」とみなすものとする。

イ 達成できなかった理由が真にやむを得ないと認められるときは、減点基準を適用しない。

(※農業法人でない者に限る)

(様式2)

農業法人化予定計画書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所 :

組織の名称(仮称) :

代 表 者 氏 名 :

1 組織の構成員数

構成員数 (戸数)	人 (戸) うち農業従事者 人
-----------	------------------

2 農業法人となる達成予定日及び予定法人形態等

農業法人となる達成予定日	令和 年 月 日
予 定 法 人 形 態	
予 定 構 成 員 数	人 (うち農業従事者の構成員数 人)

3 目標とする農業経営の指標

(1) 経営規模等

①目標とする営農類型					
②農業経営の規模	作目・部門名	現 状		目 標 (年)	
		作付面積	生 産 量	作付面積	生 産 量
	経営面積合計				
継 営 耕 地	区 分	地目	所 在 地 (市町村名)	現 状	目 標 (年)
	組織の構成員が権限を有している農地				

(様式2)

② 農業経営の規模		作 目	作 業	現 状		目 標 (年)	
	特定作業受託			作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託						
		単 純 計					
		換 算 後					
	その他の関連・附帯事業	事業名	内 容	現 状		目 標 (年)	
③ 生産方式	機械・施設	機 械 ・ 施 設 名		形式、性能、規模等及びその台数			
				現 状		目 標 (年)	
	農用地の利用条件	現 状		目 標 (年)			
	現 状		目 標 (年)				
④ 経営管理の方法							
⑤ 農業従事の態様等							
⑥ 年間労働時間							

(2) 法人の目標農業所得額

作 目	現状農業所得額	目標農業所得額	備 考
	万円	万円	

4 農業法人となるまでの取組計画

年 度	実施時期	実 施 す る 事 項
1年目	令和 年 月	
2年目	令和 年 月	
3年目	令和 年 月	
4年目	令和 年 月	
5年目	令和 年 月	

5 その他参考となる事項

- 1 「2 農業法人となる達成予定日及び予定法人形態等」には、次の事項を記入する。
 - (1) 農業法人となる達成予定日は、令和14年3月31日までであること。
 - (2) 「予定法人形態」欄には、株式会社、農事組合法人、合同会社などのうち、予定している法人形態を記入する。

- 2 「3 目標とする農業経営の指標」には、次の事項を記入する。
 - (1) 「(1)の①目標とする営農類型」欄には、酪農専作、肉用牛専作、野菜専作等を記入する。
 - (2) 「(1)の②農業経営の規模」欄には、次の事項を記入する。
 - ア 「特定作業受託」欄には、作目別に、主な基幹作業((ア) 水稻にあつては、耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀、(イ) 麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種、収穫、(ウ) その他の作目にあつては、これらに準ずる農作業という。以下同じ。)を受託する農用地(申請者が当該農用地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積及び生産量を記入する。なお、一つの農地で二毛作等により主な基幹作業((ア) から(ウ))を複数行っている場合であっても、当該農地については、実面積を算入することに留意すること。
この場合、「(1)の経営規模の作目・部門名」における「経営面積合計」欄には、組織の構成員が権原を有している農用地面積と特定作業受託欄の受託面積を加えて記入する。
 - イ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記入した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記入するとともに、「換算後」欄に、「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記入する。
 - ウ 「その他の関連・附帯事業」欄に、農産加工等について記入する。
 - (3) 「(1)の③生産方式」欄には、次の事項を記入する。
 - ア 「機械・施設」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記入するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記入する。
 - イ 「農用地の利用状況」欄には、主として利用する圃場の区画の大きさ、団地化した圃場の規模、数、通作距離等を記入する。
 - (4) 「(1)の④経営管理の方法」欄には、簿記記帳、経営内役割分担、自己資本の充実等について記入する。
 - (5) 「(1)の⑤農業従事者の態様等」欄には、給料制の導入、休日制の導入、従事者全員及び雇用の社会保険への加入、農作業環境の改善等について記入する。
 - (6) 「(1)の⑥年間労働時間」欄には、主たる農業従事者1人あたりの年間労働時間について記入する。
 - (7) 「(2)法人の目標農業所得額」については、次のアからイの場合に応じて記入する。
 - ア 現在主たる従事者が存在する場合は、当該者の現状農業所得額を記入し、「目標農業所得額」欄には法人として予定している目標農業所得額を記入する。「備考」欄に氏名を記入する。
 - イ 現在主たる従事者が存在しないが、主たる従事者となる候補者は存在し、その氏名が特定できる場合は、当該候補者について「備考」欄に記入する。氏名が特定できない場合は、「備考」欄には「○人」(○は、主たる従事者として予定している人数)と記入する。「目標農業所得額」欄には法人として予定している目標農業所得額を記入する。

- 3 「4 農業法人となるまでの取組計画」には、次の事項を記入する。
 - (1) 「実施時期」欄には、農業法人となるまでに取り組む事項それぞれについて、予定する年及び月を記入する。ただし、例えば、先進事例の調査では調査の受入側との日程調整が必要となるように、外部要因の影響を受ける事項については、概ねの実施予定時期の記入でよい。
 - (2) 「実施する事項」欄には、農業法人となるまでに取り組む、先進事例の調査、法人経営に関する研修会の開催、設立準備会の開催、発起人会の設立、定款の作成、創立総会の開催等の具体的な内容を記入する。

(※農業法人でない者に限る)

(様式3)

誓 約 書

笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地の農地の借受申込書を提出しましたが、農地の借受けが決定した場合、農業法人化予定計画書に基づいて、農業法人の設立について誠実に履行することを誓約します。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申込者
住 所
氏 名
連 絡 先

(様式4)

辞退届出書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

令和 年 月 日付けで、笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地の農地の借受申込書を提出しましたが、都合により申込みを辞退します。

申込者	住所	〒 —
	フリガナ氏名	
	電話	— —
担当者 (法人の場合)	フリガナ氏名	
	電話	— —

質 問 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地の農地の借受申込みに関して、次のとおり質問します。

申込者	住所	〒 —
	フリガナ氏名	
	電話	— —
担当者 (法人の場合)	フリガナ氏名	
	電話	— —

質 問 事 項

--

審査結果に関する説明要求書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

令和 年 月 日付けで通知のあった、笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地の農地借受人の選考委員会の審査結果について、説明を求めます。

申込者	住所	〒 —
	フリガナ氏名	
	電話	— —
担当者 (法人の場合)	フリガナ氏名	
	電話	— —

説明を求める事項

借受地交換申出書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

「笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地の農地借受人の選考委員会の審査結果」の通知を受領しましたが、(氏名) _____ を甲とし、(氏名) _____ を乙として、次のとおり借受地交換について協議し、合意しましたので、申し出ます。

甲	住所	〒 _____	
	フリガナ氏名		
	電話	_____	_____
乙	住所	〒 _____	
	フリガナ氏名		
	電話	_____	_____

1 借受地を交換する理由

交換理由	
------	--

2 交換する借受地

交換前			
甲の借受地		乙の借受地	
所在	面積(m ²)	所在	面積(m ²)
(記入例)			
〇〇番	106,000	▲▲番	101,000
□□番	102,000	◆◆番	103,000



交換前			
甲の借受地		乙の借受地	
所在	面積(m ²)	所在	面積(m ²)
(記入例)			
〇〇番	106,000	▲▲番	101,000
□□番	102,000	◆◆番	103,000

借 受 期 間 延 長 申 出 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

氏 名

連 絡 先

(担当者)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、令和 9 年 4 月 1 日を始期として定めた農用地利用集積等促進計画につきまして、貸付条件を引き続き遵守するので、下記のとおり借受期間の延長を申し出ます。

記

1 延長を希望する土地

所在地	現況地目	面積 (m ²)	備 考
	畑		

2 希望する延長期間 令和 1 4 年 4 月 1 日から令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで

3 添付資料

- (1) 農場 HACCP または GAP (JGAP、ASIAGAP、GLOBALG. A. P.) の認証の写し
- (2) 過去 4 か年 (令和 9 ~ 1 2 年度) の貸付条件の遵守に関する報告
- (3) 延長期間における 5 か年 (令和 1 4 ~ 1 8 年度) の応募資格の適合に関する確認、及び滞納がないことの証明書 (岡山県税、岡山県内の市町村税、消費税及び地方消費税の完納証明書)
- (4) 過去 4 か年の経営実績及び延長期間における 5 か年の経営計画 (決算書の写し及び収支計画、資金計画)
- (5) 延長期間における 5 か年の栽培計画
- (6) その他 (必要に応じて)

※ 添付資料の様式は、別途通知するものとする。

農地借受者選定の評価基準

(別添1)

【 選考委員1人当たり評価点 】

評価項目	回答	評価内容	評価の着眼点	配点 (満点)	評価点 (満点)
1 笠岡湾干拓地内の農畜産業への波及効果	必須	(1) 農業法人等の所在地	/	1	8
		(2) 従業員の住所(笠岡市内、県内、県外)(過去3か年(R5~R7)の実績)		2	
		(3) 干拓地内の堆肥(共同堆肥舎の堆肥を含む)のほ場での使用(過去3か年(R5~R7)の実績)		2	
		(4) JA晴れの国岡山(岡山西統括本部、倉敷かさや統括本部)、おかやま酪農業協同組合の活用実績(過去3か年(R5~R7)の実績)		1	
		(5) 土地改良区行事、多面的機能支払活動及び市の行事等への参加又は協力による地域貢献の実績及び計画(過去3か年(R5~R7)の実績及び今後5か年(R9~R13)の計画)		2	
2 継続性	必須	(1) 農地借受の希望理由	/	2	11
		(2) 農業法人資格の形態・取得状況、農業法人化計画		1	
		(3) 栽培作物、面積、生産量(過去3か年(R5~R7)の実績)		2	
		(4) 借受農地での粗飼料又は農作物の栽培作物名、年間スケジュール、作付体系、従業員の配置計画(今後5か年(R9~R13)の計画)		2	
		(5) 経営の安定性・安全性(決算状況)(過去3か年(R5~R7)の実績)		2	
		(6) 粗飼料又は農作物栽培の収支計画及び資金計画(今後5か年(R9~R13)の計画)		2	
3 ブランド化・商品化・イメージアップ	必須	(1) 生産設備・集出荷施設・加工施設等の設置又は確保状況、今後の改良計画	/	2	6
		(2) 生産物・加工品の販路の確保状況、今後の確保計画(道の駅笠岡ベイファームでの販売実績又は計画を含む)		4	
	(3) 生産物・加工品の笠岡湾干拓地ブランド化への取組の実績又は計画	2			
	(4) 1の(5)及び3の(1)~(3)で記入した内容以外の笠岡市内での地域貢献・社会貢献に関する取組の実績又は計画	2			
4 周辺環境保全の取組	必須	(1) 施肥計画、総合防除計画(今後5か年(R9~R13)の計画)	/	2	10
		(2) 干拓地内で実施する、干拓地及びその周辺に及ぼす臭気(臭気)の低減を行う取組の実績又は計画		4	
		(3) 干拓地内で実施する、地区内水路に及ぼす環境負荷(水質汚濁)の低減を行う取組の実績又は計画		2	
		(4) 干拓地内で実施する、干拓地及びその周辺に及ぼす環境負荷(臭気)の低減を行う取組の実績又は計画、及び害獣対策の計画		2	
小計				35	

【前回評価項目の達成状況】 (申込者が現在の農地借受者である場合)

評価内容	前回申込時の計画	R4~R7での達成状況	未達の場合、その理由	判定	減点
1 JA晴れの国岡山(岡山西統括本部、倉敷かさや統括本部)、おかやま酪農業協同組合の活用(過去の活用状況を含む。)	あり・なし	達成・未達			
2 道の駅笠岡ベイファームでの販売等(過去の販売状況を含む。)	あり・なし	達成・未達			
3 土地改良区行事、多面的機能支払活動及び市の行事等への参加又は協力等の地域貢献(過去の参加状況を含む。)	あり・なし	達成・未達			
4 干拓地内の堆肥(共同堆肥舎の堆肥を含む)の使用(過去の使用状況を含む。)	あり・なし	達成・未達			
5 農場HACCP、GAP(JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.)の認証(予定)	あり・なし	達成・未達			
小計					
評価点 合計					

1 借受者の選考方法

- (1) 全選考委員の評価点の合計(評価合計点)の満点は35点×7人=245点とし、満点の5割に達しない者は、審査対象としない。
- (2) 評価合計点が同点となった場合は、評価点の満点が高い評価項目(2→4→1→3)の順に、全委員の評価点の合計により判断し、各評価項目で全て同点数の場合は、選考委員会において、くじ引きにより決定する。
- (3) 申込者が現在の農地借受者である場合、前回の評価項目について、前回の借受申込書に記入の計画どおりに達成されたかを審査し、達成状況が確認できないときは、1項目につき1点を各選考委員の評価点から減点する。

なお、達成できなかった理由が真にやむを得ないと認められるときは、適用しない。

2 貸付地の決定方法

- (1) 申込者の総合評価点が高い順に、希望地を配分する。順次、総合評価点を再計算し、最上位者に上位希望地を配分する。なお、総合評価点は、以下のとおり計算していくものとする。

ア 借受期間の延長決定を受けた者(以下、「延長決定者」という。)に土地を配分する場合

- (ア) 延長決定筆数又はエリア数(以下、「延長決定筆数」という。)に応じて、評価合計点に表1の乗数を掛けた点数を、貸付地配分開始時の総合評価点とする。
- (イ) 新たな農地を順次配分された場合、延長決定筆数と、配分が決定した筆数又はエリア数(以下、「新配分筆数」という。)に応じて、総合評価点に表1の乗数を掛けた点数を、次に選考する貸付地配分時の総合評価点とする。

イ 延長決定者以外の者に土地を配分する場合

- (ア) 評価合計点を、貸付地配分開始時の評価総合点とする。
- (イ) 新配分筆数に応じて、評価合計点に表2の乗数を掛けた点数を、次に選考する貸付地配分時の総合評価点とする。

表1 延長決定者に係る評価合計点乗数

		新配分筆数				
		開始時	1	2	3	4
延長決定筆数	1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5
	2	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4
	3	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3
	4	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2
	5	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1

表2 延長決定者以外の申込者に係る評価合計点乗数

新配分筆数							
1	2	3	4	5	6	7	8
0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2